

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

## 第52準備書面

—有識者会合による評価書の位置づけ—

2016年(平成28)年8月25日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

### 第1 はじめに

1 被告は「本件敷地内シームについては、新規制基準適合性審査において評価・判断されるところ、同委員会（原子力規制委員会のこと：引用者注）は本件評価書のみでは判断できない（しない）としている。」（準備書面（23）16頁）と主張するが、S-1等志賀原発敷地内の破碎帯が活断層にあたるか否かは原子力規制委員会が最終的に判断すること自体は原告もこれを争うものではない。

しかし、上記主張に続く「本件評価書は、本件敷地内シームの活動性について、専門的知見に基づき科学的・総合的に判断したものとは到底いえない」（同16～17頁）との被告の主張は、有識者会合の成り立ち、構成メンバー及び審査内容から見て、評価書（甲A75）での結論が被告の見解とは異なるから非科学的だと主張しているにすぎず、独自の見解にもとづくものと言わざるを得ない。

2 有識者会合そのものについても、被告は「そもそも、本件有識者会合には何ら法的な裏付けがなく」だとか「同会合（有識者会合のこと：引用者注）による評価は同審査（新規制基準適合性審査のこと：引用者注）において参考とされるべきものでもない。」（準備書面（20）26頁）と主張する。

しかし、この点も被告の独自の見解にすぎない。

3 本書面は、有識者会合の成り立ち、その構成メンバー及び審査内容などの事実をもとに被告主張に反論する。

4 また、被告は「今後の課題」に関する追加調査などにつき一定の期間を要するなどと主張しているが、そのため裁判を遅らせるべきではないことにつき原告の意見を述べる。

## 第2 有識者会合の成り立ち及び役割

1 有識者会合は、原子力規制委員会において了承された基本方針にもとづいて設置された専門家チームであり、敷地内破碎帯がある原発サイトごとに設置され直接現地に赴いて確認・報告することを目的としたいわば現地調査団である。

このことは原子力規制委員会の議事録から明らかである。

すなわち、平成24年度第2回会議において以下のように基本方針が了承された（平成24年9月26日議事録、甲B387号証）。

「○田中委員長

次の議題は「関西電力大飯発電所の敷地内破碎帯の調査に係る基本方針について」であります。本件については島崎委員を中心になって考え方を整理していただきました。

ここでの説明はかなり専門的なことがござりますので、島崎委員から直接ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○島崎委員

趣旨といたしましては、本年7月の原子力安全・保安院の指示によつ

て、現在、関西電力の大飯発電所で敷地内の破碎帯の調査が行われておりますので、当委員会としては自ら確認・評価をする。そして、これが耐震設計上考慮する活断層であるかどうかを判断するというのが趣旨でございます。（下線は引用者による。以下同じ）

・・・(中略)・・・私はもちろん参りたいと思っていますけれども、それ以外に専門家の方と一緒に行きたいと思っています。それに際しては、関連する学会から候補を推薦していただく、日本活断層学会、日本地質学会、日本第四紀学会、日本地震学会。この第四紀というのは地質時代の一番新しい時代で、活断層が活動している区間を含む時代という意味でございます。

候補を推薦いただいたいて、その中から実際に御都合等がございますので、こちらで専門家を選定させていただいて、ここには現地調査団というような仮の名前がついていますけれども、事前にこれまでの状況をもちろんきちんと調べた上で現地に行って、確認した後でもまた会を開いてどういう状況かを検討したいと考えております。

・・・(中略)・・・判断に当たっては、既に現行の審査指針だとか手引きだとか、今回の地震を踏まえた改訂案などが原子力安全委員会によってつくられています。また、この委員会でもその指針や手引きが適当かどうかということを今後議論していくことになりますが、そういうことを総合的に勘案した上で判断したいと思っています。もちろん、調査団による確認結果を踏まえて判断することになります。

・・・(以下略)

○田中委員長

・・・(前略)・・・島崎委員は御専門ですから、私のほうとしては、ぜひ委員の納得のいくところまでとことん調べて、結論を導き出していただくようお願いしたいと思います。委員の選考についても、今、触れ

ていただきましたけれども、これまで審査に携わっていない方を中心に、  
ほかの専門家の御協力を得るということでしたので、それも含めてよろ  
しくお願ひします。」

その後開催された平成24年度第5回会議において、設置される有識者会合について、原子力規制委員会の事務局から以下のような説明がなされている（平成24年10月17日議事録、甲B388号証）。

「〇小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）

・・・（前略）・・・

まず、趣旨のところに書いてございますように、去る9月26日の規  
制委員会で了承されました基本方針に基づきまして、大飯発電所の敷地  
内破碎帯の現地調査・評価等を行う有識者会合につきまして、関係4学  
会からの推薦者を踏まえて有識者を選定し、現地調査・評価を行うとし  
てございます。

既に保安院から追加調査指示してございます大飯ほかの発電所につき  
ましても、この有識者を同様に選定いたしまして、現地調査等を着実に  
進めていくこととしてございます。」

以上のような原子力規制委員会での審議経過からは、有識者会合は原子力規制委員会が定めた基本方針に基づいて同委員会自らが設置したいわば現地調査団であり、志賀原発についての有識者会合もまた同様である（原子力規制委員会平成25年度第41回（平成26年2月5日）会議資料、甲A77号証）。

2 有識者会合こそが原発敷地内の破碎帯が活断層にあたるか否かという点について、科学的判断を求められていることは、その議事録から明らかである。

すなわち、大飯原発の有識者会合の事前会合において、同有識者会合のメンバーであるとともに原子力規制委員会委員長代理（当時）であった島崎委員が次のように発言している（平成24年10月23日議事録、甲B389号証）。

「○島崎委員長代理

・・・(前略)・・・

それから、この会合では、科学的な判断が必要となります。というか、  
それのみが重要でありますので、再稼働だとかエネルギーだとか経済だ  
とか社会的な問題だとか、そういうことは一切考えずに、純粹に科学的  
な御判断、科学的な意見をお願いしたいと思います。調査の後の会合で  
はぜひその御判断を、わからないということも含めて、はっきりお示し  
いただきたいと思います。

当然、科学者としての責任がそこに生じることになりますので、万一  
科学的でないような判断をなされた場合には、これは糾弾されることに  
なるかと思います。当然そういうことはないと思いますけれども、科学  
者としての責任が生じる御判断をいただくことになる。その判断を踏ま  
えて、原子力規制委員会がいろいろ議論をして判断をしていくことにな  
りますので、行政的な責任はあくまでも原子力規制委員会にあるという  
ふうに考えます。ですが、皆様は、当然、科学者としての責任があると  
思います。」(大飯原発有識者会合 事前会合 平成24年10月23日)

このことは、志賀原発の有識者会合でも同様である。

### 第3 構成メンバーから見た有識者会合

- 1 有識者会合のメンバーは全員が地質に関する専門家である。このことは先に引用した原子力規制委員会平成24年度第5回会議での事務局からの説明でも明らかである(平成24年10月17日議事録、甲B388)。

「○小林安全規制管理官(地震・津波安全対策担当)

・・・(前略)・・・

まず、趣旨のところに書いてござりますように、去る9月26日の規制委員会で了承されました基本方針に基づきまして、大飯発電所の敷地

内破碎帯の現地調査・評価等を行う有識者会合につきまして、関係4学会からの推薦者を踏まえて有識者を選定し、現地調査・評価を行うとしてございます。

志賀原発での有識者会合のメンバーは、原子力規制委員会委員でもある地質学を専門とする石渡明氏（当初は島崎邦彦氏であった）のほかには、重松紀生氏、廣内大助氏、藤本光一郎氏及び吉岡敏和氏の4名であり、いずれも敷地内断層が活断層か否かを判断するにふさわしいとして関係学会から推薦を受け、原子力規制委員会が選定した専門家である（甲A78号証）。

2 そして、先に述べたように、有識者会合には「科学的」判断が求められている。

実際に、志賀原発の有識者会合では現地調査及び7回の審議を行って一定の結論を出した上で、さらに有識者会合のメンバー以外の地質に関する専門家の意見を聞く機会（ピアレビュー）を経た上で、有識者会合としての意見を取りまとめたものが、評価書（甲A75）である。

3 志賀原発の敷地内破碎帯に関して現在の我が国において、これ以上に「科学的」判断はないと言ってもよいのが、評価書なのである。

4 そうして取りまとめられた評価書は、平成28年4月27日、原子力規制委員会において受理された。今後は、同委員会が志賀原発敷地内破碎帯が活断層であるか否か「判断」を下すことになるのであるが、同委員会のメンバーの専門分野をみると、評価書の結論と異なる「判断」が下されるとは到底考えられない。

すなわち、原子力規制委員会の現在の構成メンバーは、原子力工学を専門とする田中俊一委員長、原子力安全研究を専門とする更田豊志委員、原子力工学を専門とする田中知委員、地質学を専門とする石渡明委員及び放射線影響を専門とする伴信彦委員の5名である（甲A79号証）。

この5名の中で、敷地内破碎帯が活断層か否かを科学的に判断できるのは、

その専門分野からみて地質学を専門とする石渡明委員しかいない。しかも、石渡明委員は、自らが有識者会合のメンバーとして評価書（甲A75）を取りまとめている。

このような原子力規制委員会委員の専門分野からみれば、活断層か否かを科学的に判断できるのは石渡明委員ただ一人であり、同氏が自らとりまとめた評価書と異なる科学的「判断」をすることは考えられず、また、他の4名の委員はいずれも地質学とは全く異なる専門分野の科学者であり、有識者会合のとりまとめた評価書と異なる科学的「判断」を下せるとは到底考えられない。

#### 第4 評価書にある「今後の課題」について

##### 1 「今後の課題」

評価書（甲A75）では、評価書で示された評価を「より正確・確実な評価にするためには、以下に示すデータ等の拡充が必要と考える。」としている（評価書43頁）。具体的には、以下のとおりである（以下「今後の課題」という。）。

- ① 1号原子炉建屋等建設時等における、S-1 とその周囲の形状を示す未提示の写真やスケッチの提示。
- ② S-1, S-2・S-6 等の断層破碎帯やその母岩の鉱物学的・地球化学的分析。
- ③ S-1, S-2・S-6 及びこれらの周囲に存在するせん断面について、これらを横断する鉱物脈の有無（ある場合はその構成鉱物）、条線を含む構造同士の切断関係に関する検討。
- ④ S-1, S-2・S-6 の連続性（深部方向、走向延長方向）及び活動性に関する地質・地質構造に関する調査。
- ⑤ 敷地周辺に分布する断層の調査（平面方向及び地下方向）と、その広域的枠組みの中での敷地の地形・地質構造に関する詳細な検討。
- ⑥ “沖積段丘”と称されている完新世段丘の形成要因や高度分布に関する調査・検討。完新世段丘の存在と高度分布から海底に推定される断層と、既

知の敷地内及び周辺に分布する断層との連続性、活動時期・履歴に関する調査。

- 2 「今後の課題」によって評価書に示された結論がくつがえるとは到底考えられないこと

被告は、“この「今後の課題」の調査・評価なくして最終的な結論は出せない”，“調査・評価（，それらに基づく主張）につき一定の期間を要する”などとしているが，以下のとおり，「今後の課題」によって評価書に示された結論がくつがえるとは到底考えられないから，被告の当該追加調査・主張のために裁判を遅らせるのは正義に反する。

以下，「今後の課題」を分析して，そのことを明らかにする。

- (1) 追加調査を行うことができない（極めて困難な）課題群（課題①及び課題④）

ア まず，課題①に関して，有識者会合では，以前から以下の石渡明委員の発言に代表されるように被告に対し追加調査を求めてきた。

#### 第3回評価会議事録（甲A50）6頁，石渡明委員

「残っているのは，この昔のスケッチと写真だけなわけですけれども，ここで，やはり新しく掘ったS-1の延長上のトレンチは，あくまでもちよつと高い段丘を削ったところであって，つまり古い地層が載っているわけですね。そこがずれていないからといって，その原子炉の近くの，もうちょっと低い段丘の新しい地層をずらしているとすれば，新しい時代に活動した可能性が出てきてしまうということで，やはりこのスケッチ，これはトレースし直したものだと思いますが，例えば，これのもの図を，その調査したときの原図を出してもらうというようなことが必要なのではないかというように思いますね。」

しかし，以下の発言からも明らかなとおり，被告は資料の追加提出をし

ていない。

ピア・レビュー会合議事録（乙A79）33頁、井龍座長及び海田安全審査官

井龍座長 「(S-1断層に関する指摘を受けて：引用者注) 事務局、いかがでしょうか、これはもう多分これでいっぱいの資料ということでおろしいんでしょうか。」

海田審査官 「この両側あるんですけれども、かなり簡易的なスケッチしかなくて、このレベルのものはこここの範囲だけです。」

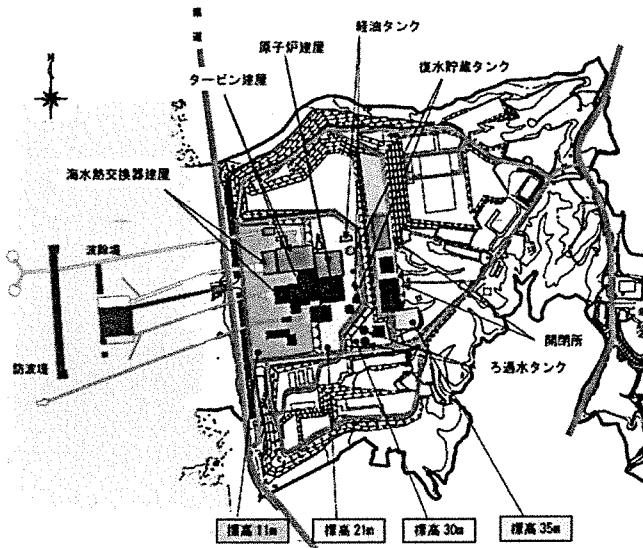
イ また、課題④に関して、評価書では、以下のとおり具体的に指摘されている。

- (1) No. 2 トレンチ付近で S-2・S-6 の海側（西側）において MIS5e の海成堆積物と考えられる地層が山側へ傾く範囲を確認する。
- (2) S-2・S-6 南方延長における断層露頭の有無とその状況を確認する。
- (3) S-2・S-6 南方延長において中位段丘 I 面堆積物との関係を調査する。
- (4) S-2・S-6 南方延長海域における音波探査記録結果を再検討する。

S-2・S-6 断層が「将来活動する可能性のある断層等」であることの重要な根拠の一つが“西側が隆起するか、山側から海側への傾斜が減傾斜する構造を有する地形”があることであるから（評価書37頁以下、原告第47準備書面16頁から同20頁参照）、この(1)から(4)の中で評価との関係で最も重要な事項は、上記(1)に関する調査ということになる。残りの(2)ないし(3)に関する調査は、S-2・S-6 断層そのものではなく、S-2・S-6 断層の延長における調査であるから、原告がこれまでに主張してきたとおり、評価との関係で決定的な事情とはいえない。

ウ 以上の課題①及び課題④（特に(1)）については、有識者会合の中で資料が追加提出されなかったことから、被告側に未提出の資料があるとも考えられないし、また、下図（第47準備書面13頁の図と同じ）のとおり、

すでに敷地内には原子力発電所やその関連施設が設置されているところ、現時点での十分な追加調査を行うことはできないことは明らかである。



(2) 有識者会合の評価に影響を与える資料の提出が想定できない課題群（課題②、課題③、課題⑤及び課題⑥）

ア 課題②に関しては、「S-1, S-2・S-6 等の水平的および深部方向への連続性や形成環境を検討するために」データ等の拡充を要するとしている（評価書43頁）。

もっとも、有識者会合では、以前から以下の藤本光一郎氏の発言に代表されるように被告に対し課題②に関する追加調査を求めてきた。

第1回評価会議事録（甲A80号証）14頁、藤本光一郎氏

「例えば周りのこの凝灰質な細粒部、多少割れて細粒になっていたり、あるいは少し破碎をして変質をしていたりするものというのは、多分あるんだろうと思いますので、もう少しそのシームの有無だけでなくて、この帶状の火山碎屑岩であるとか、記載用語ですと凝灰質細粒部であるとか、あるいは割れ目とか、もう少し総合的に考えて、この深部の延長というのを考えなければいけないんじゃないだろうかというふうに思い

ます。非常に浅いところに区切っているというのは、果たしてそれでいいのかなということは疑問だということです。ということで、以上申したように、特にS-6を中心には連続していないとし（評価書20, 21頁参照）、S-2・S-6断層に関しても個別に深部への連続性を検討し、調査した深度以深では連続しないと報告しており（評価書34頁参照）、被告側でも可能な限りの調査をしてきたものと考えられる。」

そして、被告は、S-1断層に関してL測線及びM側線上においてシームは認められず下方には連続していないとし（評価書20, 21頁参照）、S-2・S-6断層に関しても個別に深部への連続性を検討し、調査した深度以深では連続しないと報告しており（評価書34頁参照）、被告側でも可能な限りの調査をしてきたものと考えられる。

イ 課題③についても、被告は、S-1及びその近傍の詳細な観察の結果、礫がシームS-1中に入り込んでいるように分布していると報告しており（評価書16頁参照）、被告側で可能な限りの調査をしてきたものと考えられる。

なお、礫の入り込みが活動性を否定する根拠になるとする被告の主張に対して、藤本光一郎氏、吉岡敏和氏は次のとおり述べて、必ずしも根拠にならないと指摘していることをあらためて付言しておく。

#### 第6回評価会合議事録（甲A66）20頁、藤本光一郎氏

「こういうものが、あるいは、こういう礫が入り込んでいる様子、これは必ずしもこの礫が分断している、横切っているわけでもありませんし、あるいは、これも実物を見ていないので何とも判断のしようは難しいんですけども、例えばこういうところは、できた当初ですと、ある程度流動性があるので、流動した可能性も必ずしも否定はできないんじやないかと思いますので、こういう変位のマーカーとして使うには、やはり適切なものではないというので、ここで、必ずしもここはS-1が動いた、動いていないという証拠にはならないんじやないかと思います。」

第6回評価会合議事録（甲A66）26頁、吉岡敏和氏

「…1号原子炉建屋の底盤の様子なんですけれども、まず、これも皆さん御指摘されている場所なんですけれども、こここのところでS-1に対して、こちらからのいわゆる火山碎屑岩が入り込んでいるという場所なんですけれども、よく見ると、こちら側に湾曲してせん断面のようなものが見えます。ですので、真っすぐはいかないかもしれないけれども、ここでぐるっと湾曲して剪断構造がつながっているということは十分あり得るのかなと。これは、現地を今、見られる状況じゃないので、あくまでも写真を見ての推定なんですけれども、そういう可能性があるというふうに考えます。」

ウ さらに、課題⑤及び課題⑥についても、有識者会合では、以前から以下の廣内大助氏、藤本光一郎氏の発言に代表されるように被告に対し追加調査を求めてきた。

第6回評価会合議事録（甲A66）18頁、廣内大助氏

「どうしてもS-1、S-6に集中して議論をしてまいりましたが、それ以外にも、兜岩沖断層なんかについても、断層の片側でだけ掘削調査を行ってきたというようなこともありますので、完新世の活動性や変位速度などを明らかにするための調査をもう少しやるべきじゃないかというふうに考えております。」

第6回評価会合議事録（甲A66）23頁、藤本光一郎氏

「S-2・S-6あるいはS-1が直接、起震断層みたいになって動くかというと、そのところは結構微妙なところで、やはり福浦断層、あるいは、さつき廣内さんがおっしゃいましたが兜岩沖断層との、こういう周りにあるより大きいと思われる断層との関連性というのは非常に大事になってくると思います。…やはり大きい、より大きな断層が動いたとき、そ

れとどう動くか、関連してどう動くかというためには、福浦断層自身あるいは兜岩沖断層自身がどういうふうな活動の性格を持っていたかということを知るということは非常に大事なことだと思いますので、...ぜひ、この辺は、もう少し明らかにしていただきたいというのが、要望と言うとおかしいですけど、そういうものです。」

そして、被告は、福浦断層、兜岩沖断層等の他の断層の活動が及ぼす影響を考慮しても、S-1断層が後期更新世以降に活動するということは起りえないと報告しており（評価書41頁），被告側で可能な限りの調査をしてきたものと考えられる。

エ 以上のとおり、課題②、課題③、課題⑤及び課題⑥については既に有識者会合において争点化され、これまでに被告はその調査をし尽くしている。これらの課題に関し、被告側に有利な材料があれば被告側があえて出さないはずはないから、改めてデータ等の拡充を求めたとしても、有識者会合の評価に影響を与える、検討に値する資料を被告が新たに提出できるとはおよそ考えられない。

さらに言えば、原告がこれまでに主張してきたとおり、これらの課題は、当該断層が「将来活動する可能性のある断層等」か否かを判断する上で決定的な事情ではない。当該調査・評価（それに基づく主張）のために時間を費やすことは本訴訟上不経済であると言わざるをえない。

### (3) 小括

被告が、「今後の課題」に関する追加調査を行うことは極めて困難であり、また、調査をしたとしても有識者会合の評価に影響を与える資料の提出はおよそ想定できないから、被告が「今後の課題」に対して十分な回答を出すことはできない蓋然性が高い。

さらに、被告は、被告準備書面（23）9頁以下で、「今後の課題」は、本

件有識者会合が調査結果を十分理解していないことにつき、被告の調査、検討不足として責任転嫁したものに過ぎず、被告の調査不足やデータの出し惜しみを示すものではないとまで強弁しているところ、被告が「今後の課題」を誠実に取り組む意思がないことも明らかである。

以上のとおり、この「今後の課題」の調査・評価なくして最終的な結論は出せない、調査・評価（、それらに基づく主張）につき一定の期間を要するなどという被告の主張には正当な理由がなく、「今後の課題」によって評価書に示された結論がくつがえるとは到底考えられない。被告の当該追加調査・主張のために裁判を遅らせるべきではない。

以上